地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年8月27日

横浜市契約事務受任者 道路局長 田中 洋介

- 1 契約の概要 東戸塚駅エレベーター修繕
- 2 履行(納品)場所 戸塚区品濃町692番地
- 3 契約日 令和6年7月24日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年8月31日
- 5 契約金額182,600円(うち消費税及び地方消費税相当額16,600円)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号 東芝エレベータ株式会社 神奈川支社 支社長 大津 和人
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年7月22日の東戸塚駅エレベーターの扉が開閉不能になったため、エレベーターの利用停止が必要となりました。当該エレベーターの利用停止が長期化すると、利用者に多大な影響を及ぼすため、東戸塚駅エレベーター修繕の緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターの点検保守会社である東芝エレベータ株式会社以外では修繕が不可能であるため。

9 所管課 道路局道路部施設課